

## 動物用ワクチン等保管事業報告

事業名： 動物用ワクチン等保管事業

事業形態： 農林水産省補助事業

補助額（事業費）： 32 百万円（うち協会分 1.5 百万円）

事業年度： 平成 27 年度（単年度）

事業実施主体： 動物用ワクチン等保管協議会

### 1 事業の概要

#### （1）事業の目的

動物用のワクチン等の需要急増時に備え、国が選定する動物用ワクチン等の保管と安定供給を推進することを目的とする。

#### （2）事業の内容

本事業は以下の事業内容である。

ア：動物用ワクチン等保管協議会幹事会の設置

公益社団法人日本動物用医薬品協会及びワクチン等の製造・保管を担当する協会会員 4 所社で構成する動物用ワクチン等保管協議会が事業実施主体となり、協会を事務局をとし、協議会幹事会開催等による効率的な事務推進を行った。協議会幹事会は、8 月と 1 月の 2 回開催した。

イ：保管ワクチン等及び保管数量の確保の検討

協議会幹事会にて農林水産省消費・安全局動物衛生課長が決定した保管対象ワクチン等と保管数量に従った生産計画、必要資材等の購入について検討した。

### 2 事業の成果

動物衛生課長が決定した保管対象ワクチン及び診断用医薬品の種類及び保管数量に従い、メーカーの保管ワクチン等を増産等し、既定の保管量を保った。

## 動物用ワクチン等保管事業報告

事業名： 動物用ワクチン等保管事業

事業形態： 農林水産省補助事業

補助額（事業費）： 20 百万円（うち協会分 1.3 百万円）（精算額）

事業年度： 平成 28 年度（単年度）

事業実施主体： 動物用ワクチン等保管協議会

### 1 事業の概要

#### （1）事業の目的

動物用のワクチン等の需要急増時に備え、国が選定する動物用ワクチン等の保管と安定供給を推進することを目的とする。

#### （2）事業の内容

本事業は以下の事業内容である。

ア：動物用ワクチン等保管協議会幹事会の設置

公益社団法人日本動物用医薬品協会及びワクチン等の製造・保管を担当する協会会員 4 所社で構成する動物用ワクチン等保管協議会が事業実施主体となり、協会を事務局をとし、協議会幹事会開催等による効率的な事務推進を行った。協議会幹事会は、5 月と 11 月の 2 回開催した。

イ：保管ワクチン等及び保管数量の確保の検討

協議会幹事会にて農林水産省消費・安全局動物衛生課長が決定した保管対象ワクチン等と保管数量に従った生産計画、必要資材等の購入について検討した。

### 2 事業の成果

動物衛生課長が決定した保管対象ワクチン及び診断用医薬品の種類及び保管数量に従い、メーカーの保管ワクチン等を増産等し、既定の保管量を保った。

## 動物用ワクチン等保管事業報告

事業名： 動物用ワクチン等保管事業

事業形態： 農林水産省補助事業

補助額（事業費）： 14.6 百万円（うち協会分 1.3 百万円）（精算額）

事業年度： 平成 29 年度（単年度）

事業実施主体： 動物用ワクチン等保管協議会

### 1 事業の概要

#### （1）事業の目的

動物用のワクチン等の需要急増時に備え、国が選定する動物用ワクチン等の保管と安定供給を推進することを目的とする。

#### （2）事業の内容

本事業は以下の事業内容である。

ア：動物用ワクチン等保管協議会幹事会の設置

公益社団法人日本動物用医薬品協会及びワクチン等の製造・保管を担当する協会会員 4 所社で構成する動物用ワクチン等保管協議会が事業実施主体となり、協議会幹事会（協会が事務局）開催等による効率的な事業推進を行った。協議会幹事会は、7 月と 12 月の 2 回開催した。

イ：保管ワクチン等及び保管数量の確保の検討

協議会幹事会にて農林水産省消費・安全局動物衛生課長が決定した保管対象ワクチン等と保管数量に従った生産計画、必要資材等の購入について検討した。

### 2 事業の成果

動物衛生課長が決定した保管対象ワクチン及び体外診断用医薬品の種類及び保管数量に従い、メーカーの保管ワクチン等を増産等し、既定の保管量を保った。なお、実施期間中、需要量の増加する事態に対応し、保管ワクチン等の全部又は一部が解除通知のもと行われた。

## 動物用ワクチン等保管事業報告

事業名： 動物用ワクチン等保管事業

事業形態： 農林水産省補助事業

補助額（事業費）： 13.7 百万円（うち協会分 6.8 百万円）（精算額）

事業年度： 平成 30 年度（単年度）

事業実施主体： 動物用ワクチン等保管協議会

### 1 事業の概要

#### （1）事業の目的

動物用のワクチン等の需要急増時に備え、緊急時ワクチン等の流通体制の整備及び国が選定する動物用ワクチン等の保管と安定供給を推進することを目的とする。

#### （2）事業の内容

本事業は以下の事業内容である。

ア：動物用ワクチン等の安定供給委員会及び専門部会の設置

本事業全体について検討するため家畜衛生関係者、学識経験者等で構成する「動物用ワクチン等の安定供給委員会」（以下「委員会」という。）を平成 30 年 7 月、平成 31 年 2 月及び 3 月に開催した（電子会議を含む。以下同じ）。また、牛及び豚用の動物用ワクチンの用法・用量、使用上の注意等の取りまとめを効率的に行うため委員会のもとそれぞれ専門部会（製造販売業者の専門家）で構成）を設置し、3 回及び 2 回開催した。

イ：動物用ワクチン等保管協議会幹事会の設置

公益社団法人日本動物用医薬品協会及びワクチン等の製造・保管を担当する協会会員 4 所社で構成する動物用ワクチン等保管協議会が事業実施主体となり、協議会幹事会（協会が事務局）開催等による効率的な事業推進を行った。協議会幹事会は、5 月と 12 月の 2 回開催した。

ウ：保管ワクチン等及び保管数量の確保の検討

協議会幹事会にて農林水産省消費・安全局動物衛生課長が決定した保管対象ワクチン等と保管数量に従った生産計画、必要資材等の購入について検討した。

### 2 事業の成果

主に以下の 3 点である。

- ・動物衛生課長が決定した保管対象ワクチン及び体外診断用医薬品の種類及び保管数量に従い、メーカーの保管ワクチン等を増産等し、既定の保管量を保った。なお、実施期間中、保管ワクチン等の全部又は一部の解除は行われなかった。
- ・次年度の保管ワクチン等の種類、数量等の案を作成し、動物衛生課長宛に提出した。
- ・「動物用ワクチン利用の手引き（牛用ワクチン編）」及び「動物用ワクチン利用の手引き（豚用ウイルスワクチン編）」を作成し、都道府県、家畜衛生関係者に配布するとともに協会 HP に掲載した。